

まちづくり協働コーディネーター(旧まちづくりアドバイザー)の概要

(1) 経過と配置

これからの地方分権社会において、地域住民の自主的なまちづくり活動への支援を充実させることが必要です。平成 16 年に報告された「京都市における行政区制度のあり方について」(京都市行政区制度検討調査会)では、地域における市民主体のまちづくり活動を支援するために、まちづくり活動に関する専門家の派遣が求められました。

これらの状況を踏まえ、まちづくりに関する専門的な立場から、区役所・支所の職員とともに、区民の自主的活動を支援し、区役所・支所が実施する「まちづくり事業」全般の企画・運営への助言等を行う「まちづくりアドバイザー」を平成 18 年度から一般公募により、3 名配置しました。

その後増員が進められ、平成 30 年度からは 15 名体制で各区役所・支所及び地域コミュニティサポートセンターを担当してまちづくり活動への支援を行っています。

また令和 7 年度からは、職名を「まちづくり協働コーディネーター」に改める等、役割の見直しを実施し、よりいっそう地域に入り込み、多様なコミュニティとの結びつきの実現等に取組んでいます。

(2) 業務内容

① 地域における自主的なまちづくり活動及び地域コミュニティ活性化の支援

地域に入り込んで、様々なまちづくり活動等の掘り起こし、関係構築、相談対応等を行うとともに、必要に応じて活動のプロセス全般への支援などを行う。また、地域コミュニティサポートセンターや各区・支所等において、地域団体からの相談(持続可能な運営や加入促進、他団体との連携等)への助言や支援を行う。

② 地域資源を活用した多様な主体の結びつき・交ざり合いの促進

まちの魅力の向上や地域課題の解決、全ての人々が支え合い生き生きと活躍できるまちづくりに向けて、様々な活動主体(地域住民、NPO、区社協、福祉関係団体、地域企業など)の結びつき、交ざり合いを促進する。

③ その他、区長等が必要と認めること(まちづくり事業における企画立案、運営及び研修等)

各区役所・支所等で実施する事業等において、地域特性を踏まえた企画立案及び運営、助言などを行う。